## 議案第101号

米原市地域福祉センター条例の一部を改正する条例について

米原市地域福祉センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

### 提案理由

令和3年4月1日から、米原市伊吹健康プラザ愛らんど条例(平成17年米原市条例第96号)を廃止し、同条例に定める米原市伊吹健康プラザ愛らんどを米原市地域福祉センター条例(平成17年米原市条例第95号)に定める地域福祉センターとして加え、市長が住民の福祉の増進に寄与すると認める福祉活動団体等が地域福祉センターを使用する場合は使用料を免除するため、この案を提出するものである。

#### 米原市地域福祉センター条例の一部を改正する条例

米原市地域福祉センター条例(平成17年米原市条例第95号)の一部を次のように改正する。

第1条の表に次のように加える。

米原市伊吹地域福祉センター 愛らんど	米原市春照 56 番地
--------------------	-------------

第10条第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 市長が住民の福祉の増進に寄与すると認める福祉活動団体等が使用するとき 免除 別表に次のように加える。

米原市伊吹地域福祉センター 愛らんど	多目的研修室1	200 円
	多目的研修室2	200 円
	会議室	100 円
	ふれあい交流室	100 円
	相談室	100円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
  - (米原市伊吹健康プラザ愛らんど条例の廃止)
- 2 米原市伊吹健康プラザ愛らんど条例(平成17年米原市条例第96号。次項において「愛らんど条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の前に廃止前の愛らんど条例第 17 条第1項の規定による米原市伊吹健康プラザ愛らんどの指定管理者であったものは、改正後の米原市地域福祉センター条例第 17 条第1項の規定による米原市伊吹地域福祉センター 愛らんどの指定管理者とみなし、指定管理者が廃止前の愛らんど条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の米原市地域福祉センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
  - (米原市山東健康福祉センター条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)
- 4 米原市山東健康福祉センター条例等の一部を改正する等の条例(令和2年米原市条例第9 号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

米原市地域福祉センター条例新旧対照表(改正理由)			
改正後	現行	改正理由	
(設置) 第1条 米原市は、地域住民の福祉ニーズに応じた、各種の福祉サービス、福祉情報の提供等を総合的に行い、住民の福祉の増進および福祉意識の高揚を図るため、次の施設を設置する。	サービス、福祉情報の提供等を総合的に行い、住民の福祉の増進および福祉意識の高揚を図るため、次の施設を設置する。		
名称 位置   米原市米原地域福祉センター ゆめ 米原市三吉 570 番地   ホール カール	名称 位置 米原市米原地域福祉センター ゆめ米原市三吉 570 番地 ホール		
米原市近江地域福祉センター やす米原市顔戸21番地2 らぎハウス	米原市近江地域福祉センター やす米原市顔戸21番地2らぎハウス		
米原市伊吹地域福祉センター 愛ら米原市春照 56 番地 んど	(井田町の沖掘ナナルな『人)	・米原市伊吹地域福祉セン ター 愛らんどを表に 加える改正	
(使用料の減額または免除) 第 10 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、それ ぞれ当該各号に定める割合の使用料を減額し、または免除する ことができる。	ぞれ当該各号に定める割合の使用料を減額し、または免除する ことができる。	M L O LX IL	
(1) 市(市の行政機関および市の付属機関等を含む。)が主催または共催により使用するとき 免除 (2) 市長が住民の福祉の増進に寄与すると認める福祉活動団体等が使用するとき 免除	または共催により使用するとき 免除	<ul><li>・市長が住民の福祉の増進 に寄与すると認める福</li></ul>	
(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が公益上必要と認めるとき 市長がその都度定める額	(2) 前号に掲げるもののほか、市長が公益上必要と認めるとき 市長がその都度定める額	祉活動団体等が使用する場合は、使用料を免除とする規定の追加・号ずれ、文言整理	

別表(第9条、第19条関係)		
施設名	室名	使用料
米原市米原地域福祉センター	略	
ゆめホール		
米原市近江地域福祉センター	略	
やすらぎハウス		
米原市伊吹地域福祉センター	多目的研修室1	200 円
愛らんど	多目的研修室2	200 円
	会議室	100 円
	ふれあい交流室	100円
	相談室	100 円

施設名	室名	使用料
米原市米原地域福祉センター	略	
ゆめホール		
米原市近江地域福祉センター	略	
やすらぎハウス		

・米原市伊吹地域福祉セン ター 愛らんどの使用 料の額を定める規定の 追加

備考 略

備考 略

# 米原市山東健康福祉センター条例等の一部を改正する等の条例新旧対照表(改正理由)(付則第4項関係)

改正後	現行	改正理由
	(米原市伊吹健康プラザ愛らんど条例の一部改正)	・米原市地域福祉センタ
<u>第3条 削除</u>	第3条 米原市伊吹健康プラザ愛らんど条例(平成 17 年米原市	ー条例の一部を改正す
	条例第96号)の一部を次のように改正する。	る条例付則第2項で米
	第2条第3号を削る。	原市伊吹健康プラザ愛
	第3条第3号を削り、同条第4号中「前3号」を「前2号」に	らんど条例を廃止する
	改め、同号を同条第3号とする。	ことに伴う改正
	<u>第5条を次のように改める。</u>	
	<u>(休館日)</u>	
	第5条 愛らんどの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、	
	市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、または	

臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 日曜日および土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規 定する休日
- (3)12月29日から翌年の1月3日までの日第8条を次のように改める。

# 第8条 削除

第17条第2項第4号中「デイサービスセンター利用料金および」を削り、「施設利用料金」を「利用料金」に改める。

第19条第1項中「デイサービスセンター利用料金および施設」 を削り、同条第2項中「第8条および」、「デイサービスセンター 利用料金および施設」および「デイサービスセンターの利用者お よび」を削り、同条第3項中「デイサービスセンター利用料金の 額は第8条第2項の規定による額を上限として、施設利用料金の 額は」を「利用料金の額は、」に改める。